

○環境省告示第百二十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の二十四、第十二条の二十六第一号及び第五号、第十二条の二十二の十七第十一号、第十二条の二十二の十八第四号並びに第十二条の二十二の十九において読み替えて準用する同令第六条の二十四の七第一号及び第二号、第六条の二十四の八第三項第十一号及び第四項第三号、第六条の二十四の十一、第六条の二十四の十二並びに第六条の二十四の十六第一項第四号の規定に基づき、無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成十八年七月環境省告示第九十八号）及び微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に係る無害化処理の内容等の基準等（平成二十一年十一月環境省告示第六十九号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十四年八月十日

環境大臣 細野 豪志

（無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物の一部改正）

第一条 無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成十八年七月環境省告示第九十八号）の一部を次のように改正する。

第二項第一号中「をいう。」の下に「以下同じ。」を加え、「（電気機器又はOFケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。）に使用された絶

縁油であつて、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となつたものに限る。」を「のうち、次に掲げるもの」に改め、同号に次のように加える。

イ 電気機器又はOFケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。）に使用された絶縁油であつて、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となつたもの

ロ ポリ塩化ビフェニルの濃度が廃ポリ塩化ビフェニル等一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（イに掲げるものを除く。）

第二項第二号中「（微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となつたものに限る。）」を「のうち、次に掲げるもの」に改め、同号に次のように加える。

イ 微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となつたもの

ロ 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キ

ログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（イに掲げるものを除く。）

ハ 廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（イに掲げるものを除く。）

ニ 金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（以下この号及び次号において「金属くず等」という。）のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着し、又は封入されている物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（イに掲げるものを除く。）

第二項第三号中「（前二号に掲げる廃棄物を処分するために処理したものに限る。）」を「のうち、次に掲げるもの」に改め、同号に次のように加える。

イ 第一号イ又は前号イに掲げる廃棄物を処分するために処理したもの

ロ 廃油のうち、当該廃油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が廃油一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（イに掲げるものを除く。）

ハ 廃酸又は廃アルカリのうち、当該廃酸又は廃アルカリに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が廃酸又は廃アルカリ一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（イに掲げるものを除

く。)

ニ 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（イに掲げるものを除く。）

ホ 廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（イに掲げるものを除く。）

ヘ 金属くず等のうち、当該金属くず等に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着している物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（イに掲げるものを除く。）

ト イからへまでに掲げるもの以外のものであって、当該ポリ塩化ビフェニル処理物に含まれるポリ塩化ビフェニルの量がポリ塩化ビフェニル処理物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの

（微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に係る無害化処理の内容等の基準等の一部改正）

第二条 微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に係る無害化処理の内容等の基準等（平成二十一

年十一月環境省告示第六十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る無害化処理の内容等の基準等

「微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等」を「低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物」に改める。